

千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託
公募プロポーザル選考委員会設置要綱

（設置）

第1条 放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託事業者を選考するため、放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託公募プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選考委員会は、放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託事業者の選考に係る審査を行う。

（組織）

第3条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、選考委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
なお、委員がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員が指名するものを代理出席させることができる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務局）

第5条 選考委員会の庶務を処理するため、事務局をこども未来局こども未来部健全育成課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別 表

職	職名
委員長	こども未来局こども未来部長
委員	同 健全育成課長
//	教育委員会事務局生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長
//	千葉市小学校長会会长または千葉市小学校長会会长が指名する 千葉市立小学校の校長